

# 大分県報

平成三十年  
第三〇〇三号  
七月二十四日

（火曜日）

## 目次

### 規則

大分県みかん園等検査条例施行規則の一部改正……………一

### 告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（五件）……………二

土地改良区の定款変更認可……………四

### 公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………四

一般競争入札の実施……………五

## 規則

大分県みかん園等検査条例施行規則をここに公布する。

平成三十年七月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十三号

### 大分県みかん園等検査条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県みかん園等検査条例（昭和四十二年大分県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条の規則で定めるかんきつ類）

第二条 条例第二条の規則で定めるかんきつ類は、ぼんかん、はるみ、紀州みかん、きんかんその他ミカンバエの産卵期である夏季において果皮の厚さがおおむね四ミリメートル以下のものとする。

（検査員証）

第三条 条例第五条の身分を示す証明書は、検査員証（別記様式）とする。

### 附則

この規則は、平成三十年九月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表）

第 号	検 査 員 証
	所属 氏名
年 月 日	
	大分県知事 印

上記の者は、大分県みかん園等検査条例（昭和42年大分県条例第34号）第4条に規定する検査員であることを証明する。

（裏）

大分県みかん園等検査条例（抜粋）

（検査）

第3条 知事は、ミカンノエが発生し、又は発生するおそれがあると認められる地域のうち区域（以下「検査区域」という。）を指定し、当該検査区域内のみかん園等におけるミカンノエの発生状況及びミカンノエの発生の可能性についての検査（以下「検査」という。）をすることができ、ただし、知事が特に必要があると認めたとときは、検査区域外のみかん園等においても検査をすることができ、

2 知事は、検査のため必要な最小量に限り、果実を無償で集取することができる。

（検査員）

第4条 検査は、県の職員で知事が任命したもの又は市町村の職員若しくは知識経験を有する者で知事が委嘱したもの（以下「検査員」という。）が実施するものとする。（証明書の携帯）

第5条 検査員は、検査を行う場合は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

（罰則）

第10条 第3条第1項の検査を拒否した者及び第7条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。

備考 この用紙は、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

○ 告 示

大分県告示第四百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 これからの葬送を考える会九州

三 代表者の氏名

小 出 真理子

四 主たる事務所の所在地

大分市下宗方九百一番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、家族だけでは担いきれなくなっている死や葬送を共に考え、多様化の尊重と葬送支援の事業を行い、尊厳ある死と葬送の実現をめざして、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分宇宙科学協会

三 代表者の氏名

成 松 隆 美

四 主たる事務所の所在地

大分市長浜町二丁目十三番五十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県下の青少年並びに一般市民に対して、天体観測会や宇宙科学教室等の活動を通じ、天文知識の普及・向上に努め、新たな天文学教材の開発に取組むことによる学術、科学技術の振興と天文学の進歩に貢献すること、また、地域の子供たちが宇宙や科学を身近にふれることの出来る施設の建設誘致に積極的な役割を果たすこと、ならびにサーチライトや様々な不必要な光によって夜空が明るくなり、動植物や人体に影響をおよぼす光害（ひかりがい）の実態調査、防止等を通じて環境の保全と街づくりの推進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事務所の所在地の変更

目的の変更

活動の種類の変更

事業の変更

会員に関する事項の変更

役員等に関する事項の変更

### 大分県告示第四百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月十日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分県美術写真振興協会

三 代表者の氏名

高 倉 大東男

四 主たる事務所の所在地

臼杵市大字海添二千五百六十一番地五十八

五 定款に記載された目的

この法人は一般市民に対し写真に関する事業を行い、芸術の振興に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

活動の種類の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

### 大分県告示第四百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月十一日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉の里なかつ応援隊

三 代表者の氏名

武 下 英 二

四 主たる事務所の所在地

中津市大字加来四百九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者やその家族に対して、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業並びに介護保険法に基づく居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援に関

する事業等、幅広い福祉に関する事業及び地域福祉に関する調査研究等の事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 六 定款変更の内容
  - 会員に関する事項の変更
  - 役員に関する事項の変更
  - 会議に関する事項の変更
  - 資産及び会計に関する事項の変更
  - 定款の変更に関する事項の変更
  - 公告の方法の変更

大分県告示第四百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十四日  
大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成三十年七月十一日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 日本の杉松を守る会
- 三 代表者の氏名  
武 内 達 男
- 四 主たる事務所の所在地  
日田市
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国民に対して、森林および国産材利用の有益性・公益性を広く理解してもらうための事業を行い、循環型社会への実現と環境保全に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
  - 役員に関する事項の変更
  - 会議に関する事項の変更
  - 資産及び会計に関する事項の変更
  - 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十年七月二十四日

土地改良区名	所在地	認可年月日
宇佐土地改良区	宇佐市	平三〇・七・一一

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
平成三十年七月二十四日  
大分県知事 広 瀬 貞

- 一 調達をする物品等の種類  
県立学校教員用パソコン等 一式
- 二 競争入札の参加者資格
  - 1 競争入札に参加することができない場合
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四に規定する者に該当する場合
    - (二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
    - (三) 県税を滞納している場合
    - (四) 営業年数が一年未満である場合
    - (五) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

- イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）  
ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）  
ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）  
ニ 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）  
ヒ 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法  
県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 申請書の入手、提出先及び問い合わせ先  
大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九九（五〇六）二九五七
- 3 申請の時期  
平成三十年七月二十四日から同年八月十三日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。
- 2 更新手続  
平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）に基づく入札参加資格の審査の申請

（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所  
三の2に同じ。
- 2 インターネットによる入手  
大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/300601isseikoushin.html>
- 六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後二年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないものとする。

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 告示第二条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- (四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合
- (五) 印刷の請負において、契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合
- 2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年7月24日

大分県知事 広 瀬 勝 真

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の種類 県立学校教員用パソコン等一式
- (2) 委託契約期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の条件をすべて満たしている者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

<p>(2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。</p> <p>(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を平成30年8月20日（月）午後5時までに大分県教育庁教育財務課情報化推進班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>(4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。          なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 競争入札参加資格          大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(2) 申請の方法          上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、平成30年8月13日（月）までに(3)に掲げる部局に提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先          大分県会計管理局用度管理課物品調達班</p>	<p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号          電話 097-506-2957</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称          大分県教育庁教育財務課情報化推進班          〒870-8503 大分市市内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階          電話 097-506-5465          FAX 097-506-1792</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所          大分県大分市市内町3丁目10番1号          大分県教育庁教育財務課 図面閲覧室（8階）</p> <p>(2) 日時          平成30年7月24日（火）から同年8月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時          上記5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育財務課情報化推進班          〒870-8501 大分市市内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 提出期限 平成30年8月31日（金）午後5時00分          ただし、郵送の場合は平成30年8月31日（金）午後5時必着で上記4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎別館8階 85会議室          〒870-8503 大分市市内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 日時 平成30年9月3日（月）午後2時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に</p>
--	---

<p>行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額に2を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 上記2の(2)の資格を取得した者（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他 (1) この入札は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>	<p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の削減又は削除があった場合には、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Outsourcing name One set of teachers for computer Prefectural school</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 pm 31 Aug 2018</p> <p>(3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Finance Division Oita government building annex 8F,3-10-1, Funachou, Oita City 870-8503 Japan Tel 097-506-5465</p>
---	---